

東京都交通局部長表彰要綱

平成16年3月29日

15交職第1170号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局職員等表彰規程（昭和62年規程第22号。以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、各部の部長が行うことができる表彰（以下「部長表彰」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 部長は、次の各号の一に該当し、所属長表彰を受けた職員（又はPT等グループ）

の中で、特に功績顕著若しくは他の職員の模範とすることができる認めるときは、これを表彰することができる。ただし、部長が必要と認める場合には、所属長表彰を受けていない職員に対しても、所属長の推薦を経て部長表彰を行うことができる。

- 一 職務の遂行に当たり、事故の発生を未然に防止したとき。
- 二 職務の内外を問わず、天災その他非常事態に際し、適切な対処を行い、他の職員等の模範と認められる行為があったとき。
- 三 職務に関して有益な研究・発明・考案又は改良を行い、技術上・営業上の業績向上に著しく寄与したとき。ただし、原則として、局提案制度及び都職員表彰による表彰を受けたものを除く。
- 四 職務の内外を問わず、人命救助・逮捕協力等、名誉を高揚する行為があったとき。
- 五 接客態度等が特に良好と認められるとき。
- 六 勤務成績が優秀で職務上の功労が顕著であって、特に他の職員等の模範と認められる行為があったとき。
- 七 前各号のほか、部長が特に必要があると認めるとき。

(表彰の方法)

第3条 部長表彰の期日は、原則として毎年1月とする。ただし、必要があると認めた場合は、随時行うことができる。

- 2 部長表彰の件数は、原則として、同一部において局長表彰受賞者数の3倍程度を目安とする。
- 3 部長表彰は、同一行為に係る受賞者が2名以下の場合は個人名で、3名以上の場合はグループ名等で表彰する。
- 4 前項に定める表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、部長が特に必要があると認めるときは、記念品を併せて授与することができる。

(審査会)

第4条 部長表彰の運営に公平性・透明性を確保するため、各部に部長表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置し、受賞者の選考を行う。

- 2 審査会は、会長及び委員をもって構成する。
- 3 会長は、部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部の部長級及び課長級の職にある者、その他部長が必要と認めた者をもって構成する。

- 5 審査会の会議は、部長が総理し、庶務は庶務担当課において処理する。
- 6 審査会の開催は、原則として毎年5月とする。ただし、必要に応じて随時開催することができる。

(選考方針)

第5条 審査会の選考方針は、次の各号のとおりとする。

- 一 部長が行う表彰であるので、それにふさわしい事績であること。
- 二 受賞者は、常に職員の模範となるべき服務態度を保ち、今後も維持するものと思われるものであること。
- 三 表彰を行うことによって、職員又は当該職場の士気高揚に寄与するものであること。
- 四 表彰を受ける事績の基準は、年度若しくは部署によって不均衡を生じないようにすること。

(部長表彰の報告)

第6条 部長は、部長表彰を行った場合には、その翌月5日までに、受賞者の職種、氏名、年令、具体的な受賞事由等につき、書面をもって職員部長に報告するものとする。

(履歴登載等)

第7条 職員部長は、前条の内容を、履歴カードに記載する。ただし、被表彰者が3名以上のグループの場合など特別の理由がある場合は履歴カードへの記載を行わないものとする。

- 2 部長表彰で表彰を受けた場合は、交通局報にこれを登載する。

(局長表彰の推薦)

第8条 部長は、部長表彰受賞者の中から、規程第2条に定める局長の行う表彰にふさわしい者を選抜し、候補者として推薦するものとする。

- 2 部長が必要と認める場合には、職員部長と協議の上、部長表彰受賞者以外からの推薦を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関して必要な事項は、職員部長に協議の上、各部長が別に定める。

附 則 (平成15年交職第1170号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年交職第1018号)

この要綱は、平成20年2月13日から施行する。

附 則 (平成23年交職第1439号)

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則 (平成27年交職第1261号)

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。